

令和7年度保育部会の開催状況について

1 所掌事項

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第4項の規定に基づき、同条第2項に規定する認可に係る諮問に関する調査審議をすること。
- (2) 法第35条第6項の規定に基づき、同条第4項に規定する児童福祉施設（保育所に係るものに限る。次号において同じ。）の設置の認可に係る諮問に関する調査審議をすること。
- (3) 法第46条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の設置者に対し、事業の停止の命令に係る諮問に関する調査審議をすること。
- (4) 法第59条第5項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設（法第6条の3第9項から第12項まで、第39条および第39条の2に規定する施設に限る。）の設置者に対し、事業の停止または施設の閉鎖の命令に係る諮問に関する調査審議をすること。
- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。次号および第7号において同じ。）の設置の認可に係る諮問に関する調査審議をすること。
- (6) 認定こども園法第21条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の設置者に対し、事業の停止または施設の閉鎖の命令に係る諮問に関する調査審議をすること。
- (7) 認定こども園法第22条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の認可の取消しに係る諮問に関する調査審議をすること。

2 開催状況

(1) 開催回数

1回

(2) 保育所および幼保連携型認定こども園等の設置認可に関する事項

諮問・答申件数：1件

		7月			合計		
		諮問	答申		諮問	答申	
			適	否		適	否
保育所	計画承認	1	1	0	1	1	0
	設置認可	0	0	0	0	0	0
諮問件数 計1件		1件			1件		

(3) 児童福祉施設に対する業務停止命令に関する事項
諮問・答申なし

(4) 認可外保育施設、幼保連携型認定こども園に対する事業停止命令または閉鎖命令等に関する事項
諮問・答申なし